

マンション耐震化緊急支援事業 申請の手引き

■ お問い合わせ先 ■

大阪市都市整備局
耐震・密集市街地整備 受付窓口

業務受託者：大阪市住宅供給公社

(愛称：大阪市住まい公社)

〒530-0041 大阪市北区天神橋6丁目4-20

大阪市立住まい情報センター 4階 5番窓口

電話 06-6882-7053

ファックス 06-6882-0877

開館時間 平日・土曜9:00~17:30/祝日10:00~17:00

休館日 火曜日(祝日の場合は翌日)、日曜日、祝日の翌日(月曜日の場合を除く)、年末年始



Osaka Metro 堺筋線・谷町線「天神橋筋六丁目」駅 3号出口

目 次

1. この手引きについて	P1
2. 申請時にご確認いただきたいこと	P1
3. 公的証明書等の有効期限	P2
4. 領収書及び支払いを証明できる書類の提出	P2

この手引きについて

- ・ この手引きは「マンション耐震化緊急支援事業(以下、「補助事業」といいます)」について、特にご確認いただきたい点等について記載したものです。
- ・ 補助事業の詳細や必要書類については「マンション耐震化緊急支援事業補助金要綱」を、手続きの流れや申請等の期限については補助制度のご案内(パンフレット)をご確認ください。
- ・ 要綱、パンフレット、申請に必要な各種様式は、大阪市ホームページ「民間マンションの耐震診断・改修補助制度」に掲載しています。

申請にあたってご確認いただきたいこと

- (1) 申請にあたっては、表紙記載の受付窓口まで、まずはお電話でお問い合わせください。
- (2) 補助事業は、各年度の予算の範囲内で補助を行うため、予算執行の状況により、年度途中であっても申請の受付を終了することがありますのでご了承ください。
- (3) 分譲マンションの場合は、申請までに管理組合で補助事業の実施にかかる議決を行ってください。
- (4) 補助対象費用に、他の制度による補助金の交付対象となる費用を含めることはできません。
- (5) 原則、交付決定通知を受けた後に、補助事業にかかる契約を行ってください。交付決定通知を受ける前に契約または着手を行った場合、補助を受けることができなくなります。
- (6) 耐震改修設計の実績報告、耐震改修工事の交付申請又は全体設計承認申請の場合は、設計内容について公的機関の評価判定を受ける必要があります。
- (7) 補助金の支払いは、額確定通知の交付後となります。交付決定通知を受けていても、補助事業を取りやめた場合などは、補助金は支払われません。
- (8) 実績報告の提出時に、マンション耐震化緊急支援事業のアンケートの提出をお願いします。(アンケートは交付決定時にお渡します)

公的証明書等の有効期限

名 称	有 効 期 限 等
建物登記事項証明書 商業登記簿謄本 印鑑登録証明書	交付申請書の受付時点で、発行から3か月以内のもの
市税(市民税、固定資産税、都市計画税)の 納税証明書	申請年度の前年度のもの (未納額がある場合は、交付申請書の受付時点で、発行から3ヶ月以内のもの、かつ、未納額のうちすべてが納期限未到来額となっているものに限り可) ただし、申請年度の証明書であっても、未納額(納期限未到来を含む)が0円であるものは可

領収書及び支払いを証明できる書類の提出

- ・ 実績報告の提出時、領収書と合わせて提出を求める支払を証明する書類は、発注者(申請者)から受注者(事業者)へ代金を支払ったことが、金融機関等の第三者により公的に証明できる下表の書類を添付してください。
- ・ 当事者の名義以外の支払や現金支払は認められません。
- ・ 領収書について、融資の都合により実績報告時に支払いが完了しない場合には、補助金の請求時にご提出ください。

支払方法	名 称
銀行窓口支払の場合	送金伝票又は振込伝票の写し (発行金融機関の印のあるもの)
ATM 支払の場合	ATM 利用明細票の写し
ネットバンキング支払の場合	振込み及び入出金を証する書類の写し